

土庄町太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）公募要領

1. 趣旨

本要領は、土庄町が所有する公共施設等に太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を抑制することを目的として、PPA方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 事業名 土庄町太陽光発電設備等導入事業（PPA方式）
- (2) 事業内容 別添仕様書のとおり
- (3) 事業場所 土庄町立土庄小学校体育館（香川県小豆郡土庄町淵崎甲 2080 番地 1）
- (4) 事業期間 別添仕様書のとおり

3. 参加資格

次に掲げる要件を満たす者とする。また、契約候補者の決定までの間に条件を満たさなくなった場合は、参加資格を失う。

- (1) 本町の令和 7・8 年度入札参加有資格者名簿（電気工事）に登載されていること、又は、本町の令和 7・8 年度入札参加有資格者名簿に登載されていない者は、参加申請の提出の際に、5. 参加申込書の提出等の（1）オに記載の書類を提出することで、令和 7・8 年度入札参加有資格者名簿登載者と同等程度の資格を有するものとする。
- (2) 単独の法人又は複数の法人によって構成された共同企業体であって、共同企業体の構成員は、本事業に係る入札に参加する単独の法人又は他の共同企業体の構成員でないこと。参加申込書の提出期間終了後に、共同企業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。
- (3) 企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること
- (4) 本事業を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を配置すること。
 - ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士
 - イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者※アの資格は、本事業を実施する体制に含まれる協力事業者の中でも構わない。
- (5) 単独の法人及び共同企業体構成員に共通する参加要件

単独の法人及び共同企業体構成員にあつては、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

 - ア 本業務の仕様書の内容を適切かつ確実に実行できる十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有すること。
 - イ 参加申込書提出期限日から契約締結日までの間に、土庄町建設工事指名停止等措置要領（平成 7 年土庄町告示第 1 号）による指名停止期間中の者でないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申し立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

オ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者、又は役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(6) 単独の法人に関する参加要件

参加申込書の提出日現在、香川県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(7) 共同企業体に関する参加要件

ア 日本国内に本社又は支社を有する企業で構成し、構成員の少なくとも1者は、参加申込書の提出日現在、香川県内に本店を有すること。

イ 構成員の数が2者又は3者であり、任意かつ自主的に結成するものであること。

4. スケジュール（予定）

内 容	日 時
本提案公募の公表	令和7年7月23日（水）
参加申込書等の提出期間	令和7年7月23日（水）～8月6日（水）正午まで
参加資格審査結果の通知	令和7年8月8日（金）メールにて通知する。
現地視察の受付期限	令和7年8月20日（水）正午まで
現地視察期間（予定）	令和7年8月25日（月）～8月27日（水）
提案公募に関する質問受付期間	令和7年8月8日（金）～8月29日（金）正午まで
質問に対する回答の公表日	令和7年9月3日（水）土庄町HPにて公開
企画提案書等の提出期間	令和7年9月16日（火）～9月19日（金）17時まで
プロポーザル選定委員会の開催 （プレゼンテーション・質疑応答）	令和7年9月25日（木）予定
審査結果の通知・公表	令和7年9月30日（火）予定

※選定スケジュールについては、変更となる場合がございます。

5. 参加申込書の提出等

(1) 提出書類

企画提案を行おうとする者は、次の書類を各1部提出すること。

ア 参加申込書（様式第1-1号）

※共同企業体による参加申込の場合は、（様式第1-2号）を使用すること。

イ 共同企業体協定書兼委任状（様式第2号）

※共同企業体による参加申込を行う場合にのみ提出すること。

ウ 誓約書（様式第3号）

エ 法人概要書（様式第4号）

※共同企業体による参加を行う場合にあっては、ウ、エに規定する提出書類については、構成する全ての事業者が提出すること。

オ 競争入札参加有資格者名簿登載者と同等程度の資格を有すると証する書類

- ・履歴（現在）事項全部証明書（写し可）
- ・納税証明書「国税、都道府県税及び市区町村税」（写し可）
- ・財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（写し可）※直近の1事業年度分
- ・建設業許可証明書又は建設業許可通知書（電気工事）の写し

(2) 提出期限 令和7年8月6日（水）正午【必着】

(3) 提出方法 持参又は郵送、若しくは電子メール

※郵送の場合は、書留又は簡易書留など追跡ができる方法により提出すること。

※メールで提出する場合は、メール送信後、受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。また、データ送信の場合はPDFにして送信すること。

6. 参考資料の提供等

参加申込を行い、参加を認められたものに対し、施設の図面（構造計算書、屋根伏図、矩計図、平面図、立面図、単線結線図）、1年間の電気使用量の30分値等の資料を提供する。

7. 現地視察の受付

(1) 提出書類

現地視察を希望する場合は、現地視察希望表（様式第5号）を提出すること。

(2) 提出期限 令和7年8月20日（水）正午【必着】

(3) 提出方法 電子メール

※メールの件名は、「【太陽光発電設備導入事業（PPA方式）】現地視察希望」とすること。メール送信後、受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

(4) 視察期間（予定） 令和7年8月25日（月）から27日（水）まで

※詳細については、個別に通知する。

8. 提案等に関する質問

(1) 提出書類

本要領に基づく企画提案に関する質問がある場合は、質問書（様式第6号）を提出すること

(2) 提出期限 令和7年8月29日（金）正午【必着】

(3) 提出方法 電子メール

※メール送信後、受信確認のため、送信した旨を電話連絡すること。

(4) 質問に対する回答

質問受付期間終了後、質問内容及びこれに対する回答の全件を令和7年9月3日（水）から企画提案書等の提出期限までの間、土庄町ホームページにて公開する。なお、質問及び回答が閲覧に供された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、企画提案書を提出しなければならない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出方法

企画提案書の提出者として選定された者は、次の提出書類を持参すること。

ア 応募申込書（様式第7-1号又は第7-2号）

- ・単独企業：様式第7-1号に必要事項を記入する。
- ・共同企業体：様式第7-2号に必要事項を記入する。

イ 企画提案書（様式任意）

- ・土庄町太陽光発電設備導入事業（PPA方式）公募型プロポーザル作成要領に従って、企画提案書を作成すること。
- ・別紙「選定評価基準」に掲載の審査項目に留意した企画提案を示すこと。

ウ 書式 A4判（A3判片袖折りも可）

エ 提出部数 8部（正本1部、副本7部）

オ 留意事項 企画提案書は、全体で15ページ以内とし、記述はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）とすること。

(2) 提出期間 令和7年9月16日（火）～19日（金）17時まで

（町役場開庁時間のみ）

(3) その他

ア 企画提案は、1者につき1提案に限り、複数の提案があった場合には当該提案者の企画提案をすべて失格とする。（提出後はいかなる理由があっても再提出は認めない。）

イ 企画提案書の提出後は、その内容を変更することはできない。

ウ 企画内容は、提案者が確実に実施できる範囲で記載すること。企画提案書に記載した内容は、提案金額の中で実施できるものとみなす。

10. 審査・ヒアリング

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、町が設置する審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点する。

(2) プレゼンテーション

プレゼンテーションに参加する者には、日程ほか詳細を別途通知する。

なお、プレゼンテーションについては、企画提案書に基づいて行うものとし、資料の追加等は認めない。

(3) 時間

プレゼンテーション20分、質疑応答10分

審査順序は、参加申込書の受付順とする。

(4) 審査項目及び評価内容

別紙「選定評価基準」のとおり

11. 事業者の選定及び結果の通知

(1) 事業者の選定

選定評価基準等に沿って審査、評価し、原則として総得点の6割以上を獲得した事業者の中から最高得点の業者を優先交渉権者として選定する。ただし、町の目的達成が見込めない等の理由により、本事業を実施することが適当でない判断した場合には、事業者を選定しない場合もある。なお、審査は非公開とする。

(2) 通知

選定結果については、全ての事業者に文書にて通知する。

(3) 選定にあたっての留意事項

応募者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、その者を選定の対象から外し、若しくは選定を取り消し、選定結果が次点のものから順に繰り上げて契約交渉の相手とする。

ア 選定手続き業務に従事する職員又は関係者に対し、本件提案について不正に接触する行為、その他公正な手続きを妨げる行為の事実が判明した場合

イ 本件提案について不正な利益を得るために連合した場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ その他選定の手続きにおいて不正な行為が認められた場合

オ 参加資格を満たしていないことが判明した場合

カ 参加者による業務執行が困難であると判断される事実が判明した場合

キ 著しく社会的信用を損なう行為等により、参加者が受託者として業務を行うことについてふさわしくないと認めた場合

ク 契約締結日までに指名停止となった場合

(4) 提案公募に関する留意事項

- ア 優先交渉権者と町は仕様書及び提案内容等を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に本事業に係る契約を締結する。なお、合意に達しない場合は、評価点の高い者から順次協議を行い、合意に達した時はその者と契約を締結する。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨及び国際単位系（S I）による。
- ウ 参加申込書及び企画提案書の作成・提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- エ 参加申込書及び企画提案書は、返却しない。
- オ 提出された参加申込書及び企画提案書は、提出者の選定及び企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- カ 提出された企画提案書の著作権は提案者に帰属するものとし、本町では提出された提案書を審査の用以外に提案者に無断で使用しない。
- キ 企画提案書作成のために町から受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用してはならない。
- ク 参加申込者及び企画提案者が1者のみの場合においても、審査において最高総得点の6割以上を獲得した場合に、当該企画提案者を優先交渉権者とする。
- ケ 本提案公募参加申込した後、やむを得ない事情により、本公募を辞退する必要がある場合は、辞退届（様式第8号）に辞退理由を明記し、町に提出すること。

1 2. 問合せ先（書類提出先）

〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400番地2

担当部署：土庄町 住民環境課

担当者：須藤、濱垣

電話：0879-62-7003 FAX：0879-64-6105

メール：seikatsu@town.tonosho.lg.jp

○選定評価基準

審査項目	審査視点	配点
事業の実施内容		
温室効果ガス排出削減量	太陽光発電設備の導入に伴う温室効果ガス排出削減量が大きい提案であるか。	10点
設備の設置仕様	設備の設置方法は、施設への影響が小さく、各施設の特性及び周辺環境に配慮した提案であるか。	10点
スケジュール及び維持管理等の実効性	設備導入のスケジュール及び運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画は実効性の高い提案であるか。	5点
供給価格		
電力供給契約単価	単価は、経済性に優れた提案であるか。	20点
実施体制		
事業遂行能力	事業を円滑に遂行できる能力や体制を有していると認められるか。	10点
事業の継続性	財務状況、資金調達等に問題がなく、長期契約における事業継続性が保証できる提案であるか。	10点
故障・緊急時の体制	設備の故障、緊急時など不測の事態に配慮した提案であるか。	5点
リスク対応	事業実施中に発生するリスクに対応できる提案であるか。	10点
町内事業者の活用	町内事業者を活用する提案であるか。	5点
実績	過去5年以内に PPA 方式による施工実績があるか。	5点
その他		
独自提案	魅力的な独自提案（例：環境教育への活用等）となっているか。	10点
	合計	100点